

## 茨城県庁インターンシップの実施に関する協定書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と茨城県（以下「乙」という。）とは、甲に在籍する学生（以下「学生」という。）が参加する茨城県庁インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 インターンシップは、学生に対し茨城県庁（以下「県庁」という。）における就業体験の機会を与えることにより、職業意識の向上及び県政に対する理解を深めることを目的として実施するものとする。

### （連携及び協力）

第2条 甲と乙とは、インターンシップの実施にあたり連携及び協力を行う。

### （受入決定者の通知）

第3条 乙は、毎年度、学生の受入れを決定したときは、甲に通知するものとする。

### （受入期間及び1日あたり実習時間）

第4条 学生が受入課所（学生が実習を行う課所をいう。以下同じ。）において実習を行う期間（以下「受入期間」という）及び1日あたり実習時間は、受入課所が決定するものとする。

2 受入課所は、必要があると認めるときは、前項の受入期間及び1日あたり実習時間を変更することができるものとする。

3 受入課所は、前2項の決定又は変更をするときは、必要に応じ学生の意向を確認するものとする。

### （インターンシップの実習内容）

第5条 インターンシップの実習内容は、受入課所が決定するものとする。

### （インターンシップに係る費用負担）

第6条 乙は学生に対して賃金、報酬及び手当等その他の一切の金品を支給しない。

### （インターンシップに係る傷害及び損害賠償保険への加入）

第7条 甲及び学生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 甲及び学生は、学生が故意又は過失により乙又は第三者に対して損害を与えた場合は、連帯して責任を負わなければならない。

### （学生の服務規程等の遵守）

第8条 学生は、甲の学生としての身分を保有したまま、実習を行うものとする。

2 学生は、乙の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

3 学生は、乙の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 学生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習を終えた後も同様とする。

5 学生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に受入所属の所属長の承認を得なければならない。

6 学生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ受入所属にその旨を連絡しなければならない。

7 甲は、前6項の遵守事項について、学生に対し指導徹底するものとする。

(インターンシップの中止)

第9条 乙は、学生の実任によりインターンシップの継続が困難となった場合には、当該学生の実入  
れを中止することができる。

2 乙は、前項の規定により学生の実入を中止したときは、甲に対し速やかに通知するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める  
ものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県総務部人事課長

印